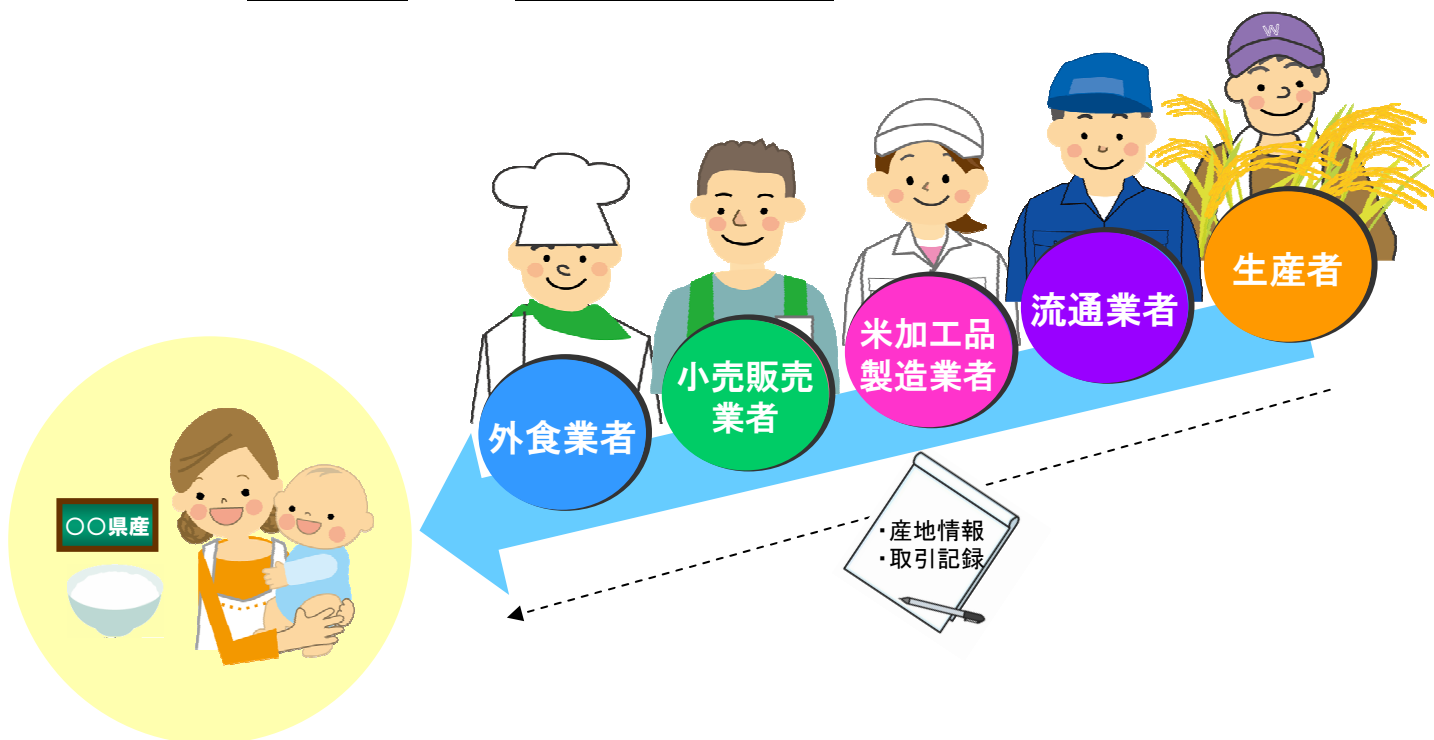


外食業のみなさまへ

米トレーサビリティ制度に基づく 取組みをお願いします。



米トレーサビリティ制度※では、
米・米加工品(ご飯、だんご、清酒など(対象品目は裏面をご参照ください))について
一般消費者への産地情報の伝達、業者間の取引記録の作成・保存が義務づけられています。



＜外食業のみなさまの取組み＞

Check!

伝票を受領

お米を入荷した際には、伝票等(納品書など)を受領するか、取引記録を作成してください。



受領



保存
(3年間)

3年間保存

受領した伝票等や、作成した記録は3年間保存してください。

産地を伝達

ご飯を提供する際には、お米の産地を消費者へ伝えてください。米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。



産地情報の
伝達



詳しくは、裏面をご覧ください

記録

取引等の記録の作成・保存が義務づけられています。

✓ 伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の作成・保存の義務を果たしたことになります。

✓ 対象品目の確認(米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

- 精米、玄米、雑穀ブランド米等
- 米粉等の中間原材料
- 米飯類(ご飯、冷凍ご飯、包装米飯等)
- 清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりん等

✓ 伝票の内容の確認

- 品名 (取引において通常用いている名称)
- 産地 (【国産】「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- 数量 (取引において通常用いている単位)
- 年月日 (搬出入した日[困難な場合は、受発注日等])
- 取引先名 (取引先の氏名または名称)
- 搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)

⚠ 生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、**伝票等を保存していなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。**

伝達

一般消費者への産地情報の伝達が必要です。

米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。伝達方法は、次の方法から実情に合わせて選べます。

● メニューに表記

この商品は、
〇〇県産の米を
使用しています



産地情報については、
店員におたずねください。

● 店内に掲示

産地情報に
ついては、
店員に
おたずねください。



当店で使用している
お米は全て
〇〇県産
です。



(その他)
知ることができる方法を掲示した上で、お客様相談窓口、Webサイトによる伝達も可。
店入り口の立て看板、店内配布チラシ、ショップカードでも可

⚠ 消費者に正しく産地を伝達する観点から、一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には、**勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。**

お問い合わせはこちら

●生産者、流通業者、米加工品製造業者、小売販売業者、
外食業者における産地情報伝達や業者間の取引記録について
山形県農林水産部 県産米ブランド推進課
TEL:023-630-2316

●このチラシに関すること
(外食業者から消費者への産地情報伝達について)
山形県生活環境部 危機管理・くらし安心局 食品安全衛生課
TEL:023-630-2621

●米トレーサビリティ制度全般について

・東北農政局
山形地域センター 酒田地域センター
TEL:023-622-7236 TEL:0234-33-7253

・山形県各総合支庁 農業振興課
村山 最上 置賜 庄内
TEL:023-621-8386 TEL:0233-29-1316 TEL:0238-26-6049 TEL:0235-66-5497

●農林水産省のホームページでは、米トレーサビリティ制度についての詳しい情報を掲載しています。

URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索